

明和町立第1期再編小学校（仮称）等整備事業

要求水準書

令和4年8月

明 和 町

目次

第1章 総則	1
第1節 本事業の目的	1
第2節 本事業で整備する施設の基本理念及び施設整備のコンセプト	3
1. 多様な学びができる柔軟で創造的な「学び舎」づくり	3
2. 安全で安心な「学び舎」づくり	3
3. 連携・協働し、ともに創造する「学び舎」づくり	3
4. 豊かな心・健やかな体を育む「学び舎」づくり	3
第3節 本事業の概要	5
1. 事業の対象となる施設	5
2. 事業方式	5
3. 事業の対象範囲	5
4. セルフモニタリングの実施	6
5. 事業スケジュール（予定）	6
第4節 用語の定義	7
第5節 遵守すべき法制度等	7
第6節 諸条件	10
1. 立地条件	10
2. 敷地条件	11
3. 運用開始期限	11
4. 想定学級数及び児童等の人数	11
第2章 設計関連業務に関する要求水準	12
第1節 設計関連業務における基本的な考え方	12
1. 建築計画の考え方	12
2. 周辺環境・地球環境への配慮	16
3. 構造計画の考え方	16
4. 設備計画の考え方	17
5. 周辺インフラとの接続	24
6. 防災安全計画の考え方	25
第2節 設計関連業務対象施設に係る要求水準	27
1. 新小学校	27
2. 放課後児童クラブ	43
3. 認定こども園	44

4. 外構等.....	49
第3節 設計関連業務遂行に係る要求水準	52
1. 業務の対象範囲	52
2. 業務期間	52
3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	53
4. 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出.....	53
5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	53
6. 設計関連業務に係る留意事項	54
7. 設計変更について	54
第3章 施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準.....	55
第1節 業務の対象範囲	55
第2節 業務期間	55
1. 業務期間	55
2. 業務期間の変更	55
第3節 業務の内容.....	55
1. 基本的な考え方	55
2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目	56
3. 実施体制	56
4. 着工前業務	56
5. 施工期間中業務	58
6. 完成時業務	60

添付資料

資料1	用語の定義
資料2	事業予定地位置図
資料3	事業予定地現況測量図
資料4	事業予定地接続道路現況図
資料5	事業予定地地盤調査資料
資料6	事業予定地設備インフラ現況図
資料7	想定児童・園児数及びクラス数
資料8	必要諸室リスト
資料9	施工関連業務に含む什器・備品等リスト
資料10	電気・機械要求性能表
資料11	厨房機器等参考仕様リスト
資料12	防球ネット整備位置図

第1章 総則

明和町立第1期再編小学校（仮称）等整備事業要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、明和町（以下「本町」という。）が明和町立第1期再編小学校（仮称）等整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務に関するサービス水準を示すものである。

なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。よって、事業者の提案内容における水準が本要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容における水準を「本事業の要求水準」として優先的に適用する。

また、本町は事業者が行う設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務についてモニタリングを行う。その際、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務について、本町のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、実施報告書（本事業の要求水準の全ての内容をリスト化し、セルフモニタリングの実施状況や本事業の要求水準の達成合否について分析・評価したもの）を本町に報告するものとする。

第1節 本事業の目的

本町は、三重県のほぼ中央部にある伊勢平野の南部に位置し、広々とした田園風景に囲まれ、また伊勢湾にも面していることから、豊かな農産・海産に恵まれたまちであり、天皇に代わり伊勢神宮の天照大神に仕えた皇女「斎王」が住んでいた幻の宮「斎宮」があった地としても知られる、歴史・文化・自然が調和するまちである。

令和3年3月に策定した「第6次明和町総合計画（以下「総合計画」という。）」では、将来像を「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」とし、誰もが「住んでみたい」、「ずっと住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを進めている。また、総合計画の基本理念を「みんなで作るまちづくり」とし、多様化した町民のニーズに適切に対応し、これまで以上に行政と住民が一体となった住民協働のまちづくりを進めている。加えて、新たにSDGsの考え方を取り入れ、「誰一人取り残さない」という理念のもと、少子高齢化社会・人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりに尽力している。

また、平成31年3月に策定した「明和町教育行政大綱（以下「教育大綱」という。）」では、「未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくり」を掲げ、まちづくりを推進する人材の育成をめざしている。

小学校区の再編については、令和3年6月に策定した「明和町小学校区編制にかかる基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき各種整備を行うこととしている。基本計画では、まず本町の北部に位置する大淀小学校、上御糸小学校及び下御糸小学校の3小学校を統合し、加えて齋宮小学校区の一部である北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾の4地区を校区とする新しい小学校（明和町立第1期再編小学校（仮称）、以下「新小学校」という。）、及び新小学校に付随する放課後児童クラブ、さらにささふえ保育所の移転園となる認定こども園（以下「明和町立第1期再編小学校等」という。）について令和8年4月の供用開始に向けた整備を行う。その後、約20年後には、本町の南部に位置する齋宮小学校と明星小学校を統合した新しい小学校（明和町立第2期再編小学校（仮称））の建設を検討することとしている。また、現在複式学級を有する修正小学校については、令和5年度から明星小学校及び齋宮小学校へ統合することとしている。

こうした背景から、本町が令和4年3月に策定した「明和町立第1期再編小学校等建設基本構想」（以下、「基本構想」という。）は、令和8年4月の供用開始をめざす明和町立第1期再編小学校等を整備するにあたり、その理念や施設整備のコンセプト、必要な諸室やスペースといった施設整備に関わる基本的な考え方、方向性等を示した。本事業は、総合計画、教育大綱及び基本計画を踏まえて、基本構想を効果的かつ効率的に実現し、校区の特色を活かした明和町らしい施設整備を目的とする。

第2節 本事業で整備する施設の基本理念及び施設整備のコンセプト

基本構想における施設の基本理念は、

地域とともに 未来の可能性を広げる 新しい時代の「学び舎」

である。

また、この基本理念に基づく施設整備の4つのコンセプトは、次のとおりである。

1. 多様な学びができる柔軟で創造的な「学び舎」づくり

- 個別最適な学びと協働的な学びに対応したワクワク学べる「学び舎」づくり
- 「1人1台端末環境」を最大限活用できる「学び舎」づくり
- 幼保小中の学びをつなぐ「学び舎」づくり
- 教職員のパフォーマンスを最大化する「学び舎」づくり
- 「施設全体が生きた教材」にもなる「学び舎」づくり

2. 安全で安心な「学び舎」づくり

- 耐震安全性や防犯対策等を含めた施設全体が安全な「学び舎」づくり
- 避難所としての防災機能を備えた「学び舎」づくり
- 「防災学習の生きた教材」にもなる「学び舎」づくり
- 地域全体で子どもたちの安全・安心を見守る「学び舎」づくり
- 全ての利用者の安全を確保し、安心できる生活の場ともなる「学び舎」づくり

3. 連携・協働し、ともに創造する「学び舎」づくり

- コミュニティスクール[※]や地域学校協働活動を推進し、地域が学校運営に参画する「学び舎」づくり
- 地域の人たちから地域の文化・伝統を学ぶ「外との学び」等の「多様な学習環境」を創出する「キャリア教育の生きた教材」となる「学び舎」づくり
- 多様な人の知が集まり「新しい出会いから新しい価値」を創出する「学び舎」づくり
- 地域コミュニティの強化につながる地域に開放された「学び舎」づくり

4. 豊かな心・健やかな体を育む「学び舎」づくり

- 社会性・人間性を育むゆとりと潤いのある生活の場としても快適な「学び舎」づくり
- 愛着・誇り・感謝の気持ちを育む温かみと安らぎのある「学び舎」づくり
- どこでも楽しく体力づくりができる「学び舎」づくり
- 「新しい生活様式（ニューノーマル）」を踏まえた衛生的な「学び舎」づくり
- 「ユニバーサルデザイン学習の生きた教材」にもなる、ともに育つ「学び舎」づくり
- 脱炭素社会の実現に貢献する「環境学習の生きた教材」にもなる「学び舎」づくり

※コミュニティスクール … 対象となる学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の方の声を学校運営に活かしていく仕組み

第3節 本事業の概要

1. 事業の対象となる施設

本事業の対象は、以下の①から③までに掲げるものとする（以下、これらを総称して「本施設」という。）。

- ① 新小学校
- ② 放課後児童クラブ
- ③ 認定こども園

2. 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計・施工請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務を一括で行う方式（DB：Design Build）により実施する。

3. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計関連業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
- ② 設計業務
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 施工関連業務

- ① 施工業務（既存施設の解体・撤去を含む）
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務（施工業務と一体的に実施するもの）
- ③ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 工事監理関連業務

- ① 工事監理業務
- ② その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4. セルフモニタリングの実施

- ア 事業者は、本事業の要求水準の遵守を目的として、事業者自らセルフモニタリングを実施すること。
- イ 事業者は、各業務に係る「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、本事業の開始時に本町へ提出する。同計画書には、本事業の要求水準に対応した全ての内容をリスト化し、本事業の要求水準の達成可否を判定できる手法を記載すること。
- ウ セルフモニタリングは事業期間を通じて常に実施し、セルフモニタリングの実施状況の報告は、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時及び本町の要請がある時において、本町に「セルフモニタリング実施報告書」として提出すること。
- エ セルフモニタリング実施報告書には、実施状況や本事業の要求水準の達成可否について分析・評価を記載すること。ただし、セルフモニタリングにより本事業の要求水準の未達を把握した場合は直ちに本町に報告し、協議を行うとともに、当該事業の内容や影響、対応状況、改善方策についてセルフモニタリング実施報告書に記載すること。

5. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、下記のとおりとする。

設計・施工請負契約の契約期間	契約締結日～令和7年3月31日 ※ただし、令和8年3月31日を限度とし、契約期間を延長することがある
事業期間	契約締結日～令和7年3月31日 ※ただし、令和8年3月31日を限度とし、事業期間を延長することがある
設計・施工期間	契約締結日～令和7年3月31日 ※ただし、令和7年10月31日を限度とし、設計・施工期間を延長することがある
開校準備期間 (完成見学会、 学校使用説明会 含む)	令和7年3月1日～令和7年3月31日 ※ただし、設計・施工期間を延長する場合は、設計・施工期間の終了日から令和8年3月31日を限度とし、開校準備期間を延長することがある
運用開始日	令和8年4月1日

第4節 用語の定義

本要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

第5節 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）・条例等を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）等、参考資料についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、適宜参照すること。

【法令・条例等】

- 1) 建築基準法、都市計画法、道路法、駐車場法
- 2) 消防法
- 3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 4) 学校教育法、学校給食法、学校保健安全法、学校図書館法
- 5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 6) 文化財保護法
- 7) 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- 8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- 9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 10) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 11) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 13) 電気事業法、電気工事士法、電気通信事業法
- 14) 騒音規制法、振動規制法
- 15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 16) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 17) 屋外広告物法
- 18) 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- 19) 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- 20) 条例等
 - ア 三重県建築基準条例
 - イ 三重県環境基本条例
 - ウ 三重県生活環境の保全に関する条例
 - エ 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

- オ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
 - カ 三重県建築基準法施行細則
 - キ 三重県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ク 明和町公共下水道条例
 - ケ 明和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - コ 明和町環境基本条例
 - サ 明和町暴力団排除条例
- 21) その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- 1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- 3) 公共建築工事積算基準
- 4) 建築工事標準詳細図
- 5) 建築設備耐震設計・施工指針
- 6) 建築設備設計基準
- 7) 建築設備計画基準
- 8) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 9) 建築構造設計基準及び同基準の資料
- 10) 建築設計基準及び同解説
- 11) 建築構造設計基準及び同解説
- 12) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 13) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- 14) 建築工事安全施工技術指針
- 15) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- 16) 建設副産物適正処理推進要綱
- 17) 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- 18) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- 19) 児童福祉施設最低基準
- 20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- 21) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- 22) 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- 23) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- 24) 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル

- 25) 学校図書館施設基準
- 26) 学校環境衛生基準
- 27) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- 28) その他関連要綱及び基準

【参考資料】

- 1) 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和 4 年 6 月／文部科学省）
- 2) 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和 4 年 3 月／文部科学省（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議／新しい時代の学校施設検討部会（全 10 回）））
- 3) 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和 2 年 3 月／文部科学省）
- 4) 効率的かつ効果的な学校施設の整備に関する事例集（平成 31 年 2 月／文部科学省）
- 5) 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～（平成 27 年 11 月／学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）
- 6) 学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～（平成 25 年 3 月／学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）
- 7) 新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～（平成 22 年 1 月／文部科学省）

第6節 諸条件

1. 立地条件

本施設が立地する事業予定地の立地条件は、以下のとおりである。

項目	内容		
所在地	明和町大字馬之上字奥野頭 890 番 6、 明和町大字馬之上字香良須池 902 番 1、903 番 3、917 番 3 ※令和 4 年 9 月初旬に登記完了予定		
敷地面積 (公簿面積)	41,382 m ² ※令和 4 年 9 月初旬に登記完了予定		
地域地区等	明和町特定用途制限地域の居住環境地区		
建ぺい率	60%		
容積率	200%		
防火地域	防火地域・準防火地域指定なし、建築基準法第 22 条区域内		
高度地区	指定なし		
隣地斜線制限	20m + 勾配 1.25		
道路斜線制限	勾配 1.5		
日影規制	制限を受ける建築物 ⇒ 高さが 10m 以上の建築物が対象 測定水平面 ⇒ 4m 日影時間 敷地境界線からの水平距離が 10m 以内 ⇒ 4 時間 敷地境界線からの水平距離が 10m 超 ⇒ 2.5 時間		
接道状況	道路	認定道路の幅員	建築基準法の道路種別
	北側道路	5.5m	第 42 条第 1 項第 1 号道路
	東側道路	16.0m	第 42 条第 1 項第 1 号道路
	南側道路①	2.2m	非道路
	南側道路②	5.5m	第 42 条第 1 項第 1 号道路
	南側道路③	1.9m	第 42 条第 1 項第 1 号道路
	南側道路④	2.4m	第 42 条第 1 項第 1 号道路
西側道路	2.6m	非道路	
その他	敷地は、明和町役場の近傍にあり、周辺には明和中学校、中央公民館、図書館等の公共施設が立地する。		

2. 敷地条件

本施設が立地する事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。

- ① 敷地の現況 : 「資料 2 事業予定地位置図」
「資料 3 事業予定地現況測量図」
「資料 4 事業予定地接続道路現況図」
- ② 敷地の地質及び地盤 : 「資料 5 事業予定地地盤調査資料」
- ③ 設備インフラ : 「資料 6 事業予定地設備インフラ現況図」

3. 運用開始期限

本施設は、令和 8 年 4 月から運用開始の予定である。

4. 想定学級数及び児童等の人数

現時点では、令和 8 年度における新小学校の学級数は 23 クラス、特別支援学級 10 クラス、児童数は 677 人（令和 4 年 5 月時点の将来推計）、認定こども園の園児数は 150 人を想定している（「資料 7 想定児童・園児数及びクラス数」参照）。また、放課後児童クラブは利用児童数 280 人を定員とする。

第2章 設計関連業務に関する要求水準

第1節 設計関連業務における基本的な考え方

1. 建築計画の考え方

(1) 配置計画

本施設については、園児・児童や職員だけではなく保護者や地域利用者など、多様な人が利用することを想定している。これを踏まえ、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた見通しのよい施設配置とすること。

また、近隣の住宅等との離隔距離を可能な限り確保すること

- ア 園児・児童の通園・通学、地域利用者の地域開放諸室へのアクセス、車両動線、給食室への食材等の搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- イ 騒音、振動、排気、日影、景観、電波障害及び夜間照明の影響等、近隣の住宅環境に十分配慮した計画とすること。近隣への電波障害等が発生した場合には、適切に対応すること。
- ウ 効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさ等の維持管理・運営に配慮した配置とすること。
- エ 新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園の各施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、可能な範囲で各施設内での諸室・スペースの共有化を図り、本施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- オ 本施設の利用者のための駐車場として 100 台分以上、可能な限り多く設けること。また、建物までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。
- カ 児童等の将来の人数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できるよう、増築、間取りの変更等、柔軟性を持たせた建物構造や配置とすること。
- キ 体育館は、地域利用者が利用できるよう、適切に配置すること。
- ク グラウンドは、面積や日照の確保に最大限配慮して配置すること。
- ケ 放課後児童クラブは、新小学校の校舎と合築する場合は 1 階に配置し、独立して使用できるように専用動線を確保すること。
- コ 認定こども園は、新小学校の校舎と合築する場合は 1 階に設置し、合築しない場合は平屋建てとすること。また、園児の安全性に配慮して保育施設としての独立性を保つため、個別の玄関を計画しつつ、本施設内での連携・交流に配慮した配置や計画とすること。

- サ 園児に対する防犯及び事故防止の観点から、事業予定地の東側道路（明和中央線）と認定こども園との離隔距離を可能な限り確保すること。

(2) 動線計画・セキュリティ計画

- ア 敷地内では、歩車分離に配慮した動線計画とすること。
- イ 緊急時の避難がスムーズに行えるよう、避難経路を複数確保するなど、適正な動線を計画すること。
- ウ 緊急車両や、有事の際の物資搬入・搬出用車両は、可能な限り建物やグラウンドに接近できる動線に配慮すること。
- エ 本施設の安全性を確保するよう、校門には門扉、敷地外周部（全周）にはフェンスを設置すること。
- オ 本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、防犯監視カメラを校門や昇降口、廊下等の必要な箇所に設置し、職員室に設置する監視モニターによって一元管理ができること。
- カ 校門から昇降口への通路に防犯灯を兼ねた外灯を適宜設置すること。
- キ 新小学校の利用者が、職員・来客用玄関から職員室まで容易にたどり着けるように配慮すること。
- ク 校舎には、コミュニティスクールを推進するための職員や地域開放を想定する諸室の利用者、その利用者の受付を行う職員といった地域の方等が利用するための地域開放専用の玄関を設置し、地域開放を想定する諸室への動線に配慮すること（グリルシャッター等による管理区分の明確化）。

(3) 仕上計画

1) 共通

- ア 本施設は、教育・保育施設としてふさわしく、かつ明和町の特色を取り入れた外観及び内観とし、華美なデザインとせずに周辺環境との調和を図るとともに、清掃しやすく維持管理しやすい仕上計画とすること。
- イ 仕上げ材については、「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施工時における環境汚染防止に配慮すること。なお、有害な有機化学物質を吸着するような自然素材を使う等、シックスクール対策を十分考慮した製品を選定し、JIS 及び JAS の F☆☆☆☆を基本とすること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。

- ウ 仕上げ材については、各諸室の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で適切な組合せを選択し、長寿命かつ信頼性の高い材の使用に努めること。また、危険な凹凸を避ける等、怪我をしない材を使用し、経年劣化による剥落等を生じさせないように努めること。特に身体の不自由な利用者等への安全性に配慮すること。
- エ ライフサイクルコストの低減に配慮し、交換に係る費用が高価なものは、可能な限り避けること。
- オ 外気・風雨に接する部位では、原則、木材を使用しないこと。使用する場合は、腐食防止等の対策を施しメンテナンス性を高めること。
- カ 外壁や屋根スラブコンクリート内に結露の原因となる打込み配管を行わないこと。
- キ 柱内に断面欠損となる打込み配管を行わずに済むように、LGS 等で柱を付加するなどして、配管を通す空間を確保したり、スイッチ BOX を埋込む空間を確保したりすること。
- ク 窓、ドア、扉等の建具については、児童等の安全性に配慮するほか、風が強い地域であることを踏まえた風対策に配慮すること。

2) 外装

- ア 外装については、使用材料、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化に寄与するよう計画すること。
- イ 屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある材料を使用すること。
- ウ 大雨や台風等による風水害、積雪や凍結等による雪害に耐えうる構造とし、変形・破損等に伴う漏水が発生しないよう留意すること。
- エ 児童等の安全確保の観点から、屋根は、点検が容易な陸屋根を基本とすること。
- オ 保温ラッキング配管上を通行できるよう、ブリッジ等を設置すること。
- カ 漏水を防ぐため、屋根について十分な防水を講じること。建物内に漏水が発生しないよう、パラペットの立ち上がりを高くする、あるいはパラペット周囲から浸入を防ぐような屋根の重なりとするなど、建物全体の形状を計画すること。
- キ 屋根材の重なり部分は、上面（空）に向けてシールで処理しないこと。また、シールが切れたことにより、ただちに漏水が発生しないよう、屋根全体の形状を計画すること。
- ク 結露を防ぐため、外壁、屋根等を必要に応じて断熱化するなど、十分な対策を講じること。また、体育館、廊下等の空調の無い空間や、ピロティ等

の外気に面する空間の直上の床等についても、断熱化するなど考慮すること。

- ケ 外壁面は、割れ・落下の危険性やメンテナンス費用を考慮し、磁器質タイルの使用を避けること。
- コ 雨樋は、軒天及び建物内部への漏水を防止するため、建物外部を通すこと。
- サ 園児・児童が屋外へ出る戸は、安全面を考慮し両引き戸を基本とすること。
- シ 屋外への出入口には、庇を設けること。
- ス 窓は、清掃や交換等に配慮し、外部足場が必要となるフィックス窓を避け、開閉式の窓を基本とすること。また、建物外周部の窓は、ペアガラスを採用するものとし、十分な断熱に配慮すること。
- セ すべての諸室の窓には、窓開放時に鳥類や昆虫類等が侵入しないよう、網戸を設置すること。
- ソ 高所への窓の設置は可能な限り避けることとし、設置する場合は、清掃のためのキャットウォーク等を配置すること。
- タ 外壁カーテンウォール等を設ける場合は、窓ガラスの清掃方法や窓開閉装置の耐久性を十分に考慮して計画すること。
- チ 鳥類や昆虫類等の半屋外スペースの軒裏や給食室への侵入、高所、換気フード及び排水口等への住み着きを防ぐ構造とすること。

3) 内装

- ア 内部仕上げは、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材（三重県産材）を取り入れること。
- イ 本町の伝統工芸など、明和町の特色を取り入れた仕上げを期待する。
- ウ 壁の仕上げ材は、児童等の蹴破り等に耐えられること。
- エ 消火器等は壁面収納とするなど、壁には突起物がないよう計画すること。
- オ 可動間仕切りは、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫）で、たわみやゆるみ等の変形が生じにくく、かつ、防音性や耐久性に配慮すること。
- カ 大きな扉や重い扉は、使い勝手や耐久性の観点から、必要以上の開口寸法としないこと。
- キ 天井高 6.0m 以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。また、天井高に関わらず、水平投影面積が 200 m²を超える天井は、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（文部科学省）に適合する仕様とすること。
- ク 床は、カーペットを使用しないこと。

(4) ユニバーサルデザイン

- ア 園児・児童が本施設及び敷地内を不自由なく安心して利用できることはもとより、子供から高齢者・障がい者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

2. 周辺環境・地球環境への配慮

(1) 地域性・景観性

事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域の中心的な存在として親しまれる景観を本事業により創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性を重視すること。

地域環境への対応としては、周辺の住宅地に近接することを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげ、本施設から周辺住宅へのプライバシーに配慮した計画とすること。

また、施工関連業務中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

(2) 環境保全・環境負荷低減

本施設については、環境保全・環境負荷低減の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入や設備機器の高効率化、自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材を活用するとともに、廃棄物発生抑制等を検討すること。

また、自然エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点から工夫を図ることとし、そこで得られるエネルギーの供給及び利活用が可視化等によって児童等に対する環境教育を可能とするよう提案すること。

なお、本施設は、エコスクール・プラスの認定を目指し、再生可能エネルギーを除く基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建築物 (ZEB Ready) とする等の、エネルギー使用量の削減についての提案を期待する。

3. 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省住宅局建築指導課他編集)及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁

営繕部)等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、最新の基準に準拠すること。

(1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」のⅡ類とする。

(2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」のA類とする。

(3) 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の乙類とする。

4. 設備計画の考え方

本施設の設備計画は、「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）、学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、ガス設備の計画を行うこと。

なお、「資料 10 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

(1) 共通

- ア 新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園ごとに光熱水費を管理できる子メーターを設置すること。
- イ 各種機器の集中管理パネルを新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園ごとに設置し、一括管理ができるようにすること。
- ウ 新小学校の校舎、体育館、給食室ごとに、さらに放課後児童クラブ、認定こども園ごとに個別に管理・修繕等ができるよう、更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- エ 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- オ 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。

- カ 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- キ 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
- ク 設備類は故障するものとして想定し、故障の際には、本施設の運営への影響が最小限となるよう配慮すること。また、吹抜けや体育館等の高所に設置せざるを得ない機器類は、容易に交換や清掃等の維持管理ができるよう配慮すること。
- ケ 資機材、部品等について、特注品の使用をやむを得ない場合に限定し、汎用品を積極的に使用すること。

(2) 電気設備

1) 照明・電灯コンセント設備

- ア 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷を削減する計画とすること。
- イ 照明器具は、LED 照明を基本とすること。
- ウ 照明器具は、容易に交換や清掃ができるよう配慮するとともに、入手困難な電球・電池等を使用しないこと。
- エ 照明器具、コンセント等は、園児・児童の事故防止のため設置高さなどに配慮のうえ、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- オ 重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。また、各諸室のコンセントは前面、背面及び側面に配置すること。
- カ 施設内の廊下等の共用部や屋外にも適切な場所にコンセントを配置すること。
- キ 夜間における教職員の退勤に配慮し、職員室等から各施設の玄関までの動線に適切に照明を設けるとともに、各施設の施錠後に教職員等が駐車場まで向かう動線上のアプローチに照明を設置すること。
- ク 外灯は、ハイブリッド灯等、自動点灯及び時間点灯が可能な方式とすること。
- ケ 新小学校の体育館は、必要に応じた照度、演色性を得ることができる照明器具とし、電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置の設置や落下防止対策を行うこと。
- コ 新小学校の家庭科室、理科室、図工室の電源は、専用分電盤を各準備室に設け、それぞれの実習室単位（例えば図工室と図工準備室で一つの単位とする）で電源の管理が行えるよう整備すること。

- サ 新小学校の職員室で校舎内すべての照明や電源の一括管理ができること。また、各諸室においても照明の個別管理ができるようにすること。
- シ 放課後児童クラブのスタッフルームで放課後児童クラブ内すべての照明や電源の一括管理ができること。また、各諸室においても照明の個別管理ができるようにすること。
- ス 認定こども園の職員室で園舎内すべての照明や電源の一括管理ができること。また、各諸室においても照明の個別管理ができるようにすること。

2) 情報通信設備

- ア 事業予定地内全域に安定した良好な無線 LAN 環境を整備すること。また、情報通信のネットワーク対象施設（「資料 10 電気・機械要求性能表」参照）においては、有線 LAN 用の配管配線・情報コンセント（中継 HUB を含む）を設けること。
- イ 本町の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと（将来的な OA 拡充にも対応可能なよう整備すること）。
- ウ ネットワーク技術の革新に対応する配線交換が容易な設備を設置すること。
- エ 配線仕様は、応募時点の最新のもので提案すること。
- オ 認定こども園には、登園管理システムを導入すること。

3) 誘導支援設備

- ア 新小学校の職員・来客用玄関と地域開放専用の玄関、放課後児童クラブの玄関、認定こども園の玄関と子育て支援室の玄関にカメラ付インターホン等、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
- イ 給食室の検収室にカメラ付インターホン親機を、搬入口にカメラ付インターホン子機を、それぞれ対になるように設置し、必要な配管配線工事等を行うこと。また、これらのカメラ付インターホン子機からの呼出について、事務室、調理室、下処理室、配膳室、洗浄室及び給食職員更衣休憩室には音及び光で同時に確認できる呼出設備を設置し、必要な配管配線工事等を行うこと。なお、光については呼出箇所を色で識別できるようにすること。
- ウ 新小学校のエレベーターや各施設のバリアフリートイレに押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員室や保健室等に表示盤を設置すること。

4) 電話・施設内放送・テレビ受信

- ア 電話（新小学校に 6 回線（うち職員室に 4 回線、給食室に 1 回線、コミュニティスクール事務室（以下、「CS 事務室」という。）に 1 回線）、放課後児童クラブに 1 回線、認定こども園に 3 回線（うち職員室 2 回線、子育て支援室に 1 回線）、施設内放送及びテレビ放送受信設備（CATV 放送受信設備を含む）の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。

- イ 施設内放送設備の配線仕様は、消防法上の非常用放送設備に対応できるものとし、松阪地区広域消防組合と協議の上、決定すること。
- ウ 近隣への影響を考慮し、グラウンド、半屋外スペース、ピロティ、駐車場・駐輪場への校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕組みとすること。
- エ 新小学校の施設内放送設備は、新小学校の職員室及び放送室から校舎内、体育館及びグラウンドに放送可能な設備とすること。なお、放送室はグラウンドに面して設け、放送室から屋外の様子を見ながら放送できるようにすること。
- オ 新小学校のグラウンドには、レピーター盤を設置するなど、各種イベントに対応可能な設備を整備すること。
- カ 新小学校の職員室にプログラムタイマーを設置し、チャイムと連動させること。なお、プログラムタイマーの時刻は、各諸室に設置する電波時計の時刻表示に合うよう計画すること。
- キ 認定こども園の施設内放送設備は、認定こども園の職員室から各諸室、園庭に放送可能な設備とすること。

5) 受変電設備・非常用自家発電設備

- ア 受変電設備をメンテナンスしやすいように配慮して設置すること。
- イ 分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策を講ずること。
- ウ 災害時等における停電に備えるため、停電時に稼働できる自立運転機能付きの非常用自家発電設備を導入する提案を期待する。非常用自家発電設備を導入する場合の電力供給範囲は、本町と協議の上、対象となる諸室を計画し、必要な電源の確保及び照明設備の点灯、空調設備の稼働を可能とすること。なお、非常用自家発電設備の導入に当たっては、照明の間引き等により、危険物取扱者の配置基準未滿となるよう設置すること。また、非常用自家発電設備を導入しない場合は、将来的に非常用自家発電設備を設置するためのスペースを確保するとともに、非常用自家発電設備による電力供給が可能となるよう、予め必要な配管工事等を行うことが望ましい。
- エ 本町では、PPA 事業（Power Purchase Agreement）を本事業とは別途に実施^{*}する予定であるため、本施設の屋上及び駐車場に太陽光発電設備を設置することを前提として設計を行うこと。また、事業者が PPA 事業者を探し、本町と PPA 事業に係る契約や設備の設置場所等の協議に関し協力すること。なお PPA 事業の具体的な内容（出力容量、契約期間、単価等）は提案によるものとするが、太陽光発電設備並びに蓄電池を導入し、太陽光発電の電力は自家消費するとともに、余剰分を蓄電池に充電し、夜間等の

電力に利用する他、停電時等において、蓄電池の電力を使用することを想定する。

※本町が想定する PPA 事業とは、PPA 事業者が本施設の屋根等に太陽光発電設備並びに蓄電池を設置し（本町の設置負担無し）、運用・管理するものであり、本町は、設置場所を貸与するとともに発電された電力を使用し、電気代として PPA 事業者を支払う。

6) 警備・防災設備

- ア 警備システムは、機械警備を基本とし、新小学校（地域開放諸室とその他の諸室も含む）、放課後児童クラブ、認定こども園のそれぞれの管理区分を考慮して計画すること。設置場所は、職員室や給食室のほか、貴重品及び危険性が高い備品が収容されている室を基本とする。
- イ 警備システムの詳細な内容及び設置場所については、本町と協議の上、設計内容に反映すること。
- ウ 緊急事態時において、各諸室から職員室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報施設から、自動的にすべての諸室に緊急放送が流れる設備（非常用放送設備）を整備すること。
- エ 本施設の出入り口には止水板を設けるなど、建物が浸水しないよう必要な対策を行うこと。
- オ 新小学校を地域の防災拠点として活用できるよう提案すること。

(3) 空調換気設備

1) 空調設備

- ア 原則として、空調（冷暖房）設備は「資料 10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。
- イ 各諸室の用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。特に職員室は、1 系統が故障しても、別系統で空調が維持できるなど、停止期間が無いようにすること。
- ウ 体育館等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。
- エ 可能な限り、各諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

- オ 修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定し、電気ヒートポンプ式エアコンは、修理対応が迅速（1週間程度）なメーカー及び代理店等を選定すること。
- カ 調理室の空調及び換気設備の計画に当たっては、天井等が結露しないよう工夫すること。
- キ 新小学校の職員室では、校舎内の各諸室のリモコンのほかに全ての空調の電源管理、温度管理、スケジュール設定等が一括管理できるようにすること。また、電気使用量の見える化を図るため利用率や使用量などをデータ出力できるものとし、デマンド管理機能を持たせ、4段階以上でデマンド制御可能なものとする。
- ク 放課後児童クラブのスタッフルームでは、放課後児童クラブ内の各諸室のリモコンのほかに全ての空調の電源管理、温度管理、スケジュール設定等が一括管理できるようにすること。また、電気使用量の見える化を図るため利用率や使用量などをデータ出力できるものとし、デマンド管理機能を持たせ、4段階以上でデマンド制御可能なものとする。
- ケ 認定こども園の職員室では、園舎内の各諸室のリモコンのほかに全ての空調の電源管理、温度管理、スケジュール設定等が一括管理できるようにすること。また、電気使用量の見える化を図るため利用率や使用量などをデータ出力できるものとし、デマンド管理機能を持たせ、4段階以上でデマンド制御可能なものとする。

2) 換気設備

- ア 各諸室の用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮するとともに、夏の高温防止対策を講じること。
- イ 給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。
- ウ 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。また、カーテン等が干渉しないよう配慮すること。

3) 熱源設備

- ア 地球環境やライフサイクルコストに十分配慮したシステムを適切に採用すること。

(4) 給排水衛生設備

1) 共通

- ア メンテナンス性を考慮し、天井内ではなく PS 等に、器具、機器（特に厨房機器）及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。
- イ 建物導入部や別の構造体同士（受水槽→校舎等）を跨がる場合には、フレキシブルジョイントを適切に設置するなど、変位吸収を考慮すること。

2) 給水設備

- ア 原則として、給水設備は「資料 10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。
- イ ランニングコスト軽減や災害時の対応のため、雨水、井水の利用を計画すること。
- ウ 給食室の真空冷却機、スチームコンベクションオーブン等には、逆流を避けるように措置すること。

3) 給湯設備

- ア 中央給湯方式ではなく、局所給湯方式とすること。
- イ 電気温水器を設置する場合は、飲料可能なものとする。
- ウ 給食室の給湯器は専用とし、循環式を採用しないこと。また、給湯器 1 台が故障した場合でも、給湯不可とならないように、並列システムを採用すること。

4) 排水設備

- ア 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないよう配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップは可能な限り行わないこと。
- イ 必要に応じて、グリストラップを設けること。グリストラップは防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。
- ウ 空調機器や給湯器から発生するドレン排水は、バルコニー等の屋外であっても垂れ流しとせず、直接排水溝又は排水管へ排出されるよう計画すること。
- エ 給食室の冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップからの排水は、専用の配管で、調理エリア外へ排出できる構造とすること。
- オ 給食室やトイレなどの水回りの下部にはピットを設けること。

5) 衛生設備等

- ア 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。
- イ 衛生設備は、高齢者及び障がい者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。なお、園児や低学年の児童に対して十分配慮すること。

- ウ トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- エ 手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。
- オ 給食室の調理員が使用する手洗い設備には、温水が供給され、手を使わずに操作できる蛇口、手指の殺菌装置、使い捨てペーパータオル及び足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。

(5) ガス設備

- ア ガス管を床下に配管する場合には、ピットを設けること。
- イ ガス設備を設置する場合は、用途・目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とすること。
- ウ ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。

5. 周辺インフラとの接続

(1) 接続道路

- ア 敷地との接続箇所及び接続方法は、既存の条件に従うこと。

(2) 上水道

- ア 給水本管との接続計画は、事業者の提案によるが、新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園で別々に管理できるようにすること。
- イ 上水道整備に伴う水道加入金は、事業者の負担とすること。

(3) 下水道

- ア 接続計画は、事業者の提案によるが、新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園で別々に管理できるようにすること。なお、下水道本管については、今後、本町が事業予定地の東側交差点付近まで延伸する予定のため、下水道の接続については、本町と協議の上、決定すること。
- イ 下水道整備に伴う受益者負担金は、事業者の負担とすること。

(4) 電力

- ア 引き込み方法等は、新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園の各施設で別々に管理できること。
- イ 電力監視システムを導入し、デマンド管理を行うこと。

(5) ガス

- ア 具体的な引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認・調整のうえ、提案すること。また、新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園で別々に管理できるようにすること
- イ 工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、本事業のサービスの対価に含むものとする。

(6) 電話

- ア 引き込み方法等は、事業者の提案による。

(7) 通信

- ア 現況は事業者にて通信事業者に確認すること。
- イ 引込計画については事業者の提案による。

6. 防災安全計画の考え方

(1) 災害時等の施設安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高いものとするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。

特に体育館は、災害発生時における地域の避難所となることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。

(2) 避難所利用を想定した施設計画

地域の拠点となる指定避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、各諸室の配置や動線、防災設備等を計画し、トイレ・更衣休憩室等を適切に配置すること。また、ライフラインの早期復旧を見据えた計画とすること。

(3) 平時の施設安全性の確保

児童等の利用に際し、吹抜けや窓ガラス等からの落下の危険性が予想される箇所には、安全柵（落下防止策等）やネット等を設けて、安全性を確保すること。窓の腰壁については、転落防止のため 1,100mm 以上とすること。

1 階部分やグラウンドに面するガラス窓については、防犯対策や少年野球等の利用に配慮し、飛散防止フィルムを貼る等により、ガラスの衝突安全性を確保すること。

(4) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、本施設の保安管理に留意した計画とすること。

第2節 設計関連業務対象施設に係る要求水準

本事業の設計関連業務対象施設は、新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園及び外構等とし、その詳細は以下に示すとおりとする。

なお、本施設の諸室は、「資料 8 必要諸室リスト」のとおりとし、その諸室面積や諸室数は最低基準とする。また、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ本施設と一体化するものは原則として施工関連業務に含めるものとし、「資料 9 施工関連業務に含む什器・備品等リスト」に示したものを基本に、必要な什器・備品を調達・配置すること。什器・備品の角や端部の曲面処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。

1. 新小学校

(1) 校舎

1) 共通

- ア 登下校時や休み時間における移動の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- イ 普通教室、特別支援教室、特別教室を 1 階に配置する場合は掃出し窓を設置すること。
- ウ 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。また、直射日光による暑さやまぶしさを防ぎ、各教室への雨の吹込み等を抑えることができるよう、庇を設置する等の工夫を施すこと。
- エ 各教室（特別教室を含む）には、コンピューター、スクリーン機能を有する UD 黒板（映写対応黒板）等の情報機器、移動式プロジェクター等の周辺機器を導入し、設備教具の多様化に対応できる ICT 環境を整備すること。
- オ 各教室の内壁には可能な限り掲示スペースを確保すること。
- カ 内部に吹抜け空間を設ける場合は、室温の不均一さへの対応やランニングコストへの影響、ガラスの破損や児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した計画とすること。
- キ 大階段を設ける場合は、通路としての利用のみならず、集会や児童の活動スペース等としての利用ができること。
- ク 中庭等の外部空間を設ける場合は、児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した計画とし、床に苔が発生しないよう湿度対策を講じること。また、中庭等の外部空間は、水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮

した上で、授業等での活用が可能となるよう、内履きのまま利用できる計画とすることが望ましい。

- ケ 雨・風・砂等の観点から、外部廊下等は可能な限り計画しないこと。
- コ 教職員が執務を行う諸室は、良好な執務環境の確保や作業効率の向上を目指し、可能な限り諸室間の動線が短くなるよう計画すること。
- サ 地域利用者が利用する諸室（「資料 8 必要諸室リスト」）は、地域利用者が校舎へ立ち入る範囲を最小限に留めるように配慮して配置すること。
- シ 給排水設備を有する室は、漏水等が懸念されることから、職員室及び給食室の直上には、配置しないこと。

2) 教室

① 普通教室

- ア 1学級あたり児童数を35名とし、児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、学校家具に関するJIS改正による机の大型化を考慮した教室を整備すること。
- イ 普通教室には大型モニター（60インチ以上）を設置し、ゆとりを持った広さ（黒板設置面から前方方向を縦とし、縦方向9m以上×横方向8m以上）とすること。
- ウ 同一学年の普通教室は、原則として同一階、同一区画にまとめて配置すること。
- エ 学習への興味・関心を高めるよう、掲示スペースの設置や、視聴覚機器及び情報機器の活用を踏まえた教室とすること。また、教室内の前面の壁には、1日の授業予定等を板書する学習予定黒板を設置すること。
- オ 児童の個人用ロッカー（ランドセル、水筒、絵の具セット、習字道具、体育館シューズ、リコーダー、裁縫道具等を入れることができるロッカー）、児童及び教員の道具入れや用具庫等、必要な収納を確保すること。
- カ 児童の生活の場としての教室となるよう、色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- キ 多目的スペースと連携し、グループ学習やICT機器を活用した多様な学習形態に対応できるよう整備すること。
- ク 運用開始当初の余裕教室として見込まれる普通教室のうち、1室分をCS事務室、2室分を地域交流室として使用することを可能とする（普通教室をCS事務室として使用する場合、普通教室1室分の広さを満たすこと。また、普通教室を地域交流室として使用する場合、普通教室2室分の広さを満たすこと。）その場合には、当該普通教室（CS事務室、地域交流室）を学校運営とは独立して使用できるようセキュリティに配慮し、地域開放専用の玄関からの動線や地域開放用トイレ・授乳室への動線を確保すること。

ただし、将来的に児童数の増加により、当該普通教室（CS事務室、地域交流室）は地域開放諸室の対象から除外される

② 特別支援教室

- ア 特別支援教室は、普通教室の半分程度の大きさのものを10室設置し、隣接する2室を1つの教室として一体的に利用できるよう教室間の間仕切りを可動壁とすること。また、カームダウン等が必要な状況も想定し、一方の教室を前室として利用できるよう計画し、可動壁に扉を設けること。
- イ 障がい者の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置すること。
- ウ 教室内に着替えスペースや収納スペース、手洗い（自動水栓）や作業等に対応できる水回り設備を設けること。なお、着替えスペースは、隣接する2室のうちの1室（合計5室）に設けること。
- エ 特別支援教室のまとまりと、普通教室への隣接の双方のバランスに配慮して配置すること。

③ 多目的スペース（オープンスペース）

- ア 多目的スペースは、普通教室と一体的に活用でき、学年単位での児童の学習活動が可能なたままとったスペースとし、タブレット端末等のICTに対応した設備を設置すること。
- イ 多目的スペースは、児童の交流の場、生活の場ともなるスペースとするとともに、普通教室と連携して、グループ学習やICT機器を活用した多様な学習、体験学習、総合的な学習、放課後子ども教室^{*}、学習成果の発表や作品の展示、給食にも使用できる等、多様な活用が可能となるよう計画すること。また、個別学習、少人数指導に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じてパーティション等で区画して使用できること。
- ウ 多様な活動に適した各種家具等を配置すること。

※放課後子ども教室 … 放課後等に児童を対象として行う、学習や体験・交流活動

④ 教師コーナー

- ア 教職員が執務をしながら児童を見守ることができるよう、教材室や普通教室との位置関係を考慮して多目的スペースの一角にコーナーを整備すること。

3) 特別教室

① 理科室

- ア 理科室は、顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。
- イ 理科室には、実験用机や必要となる各種設備を適切に配置すること。また、各机には実験用の直流電源装置及びコンセント、蛇口、シンクを配置すること。
- ウ 理科室及び理科準備室は、収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- エ 理科室及び理科準備室は、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- オ 理科準備室は、理科室から直接出入り可能とすること。

② 音楽室

- ア 音楽室は、良好な音響環境を備えるとともに、他の教室や近隣に迷惑がかからないよう、高い遮音性を確保すること。
- イ クラスの合唱や吹奏楽などの練習や発表が可能となるよう計画すること。
- ウ 2室のうちの1室は、児童や地域の方などが集まって音楽発表等のできる場として活用できるような広さを確保することが望ましい。
- エ 音楽準備室は、使用する楽器類を十分余裕をもって運搬・収納できるよう計画すること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。

③ 図工室

- ア 図工室は、絵画や造形、工作など、様々な制作活動が行えるよう整備すること。
- イ 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、学校用としての作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- ウ 2室のうちの1室は、放課後子ども教室での利用を想定して配置すること。
- エ 図工準備室は、図工室から直接出入り可能な配置とすること。また、作品棚を設置すること。

④ 家庭科室

- ア 家庭科室は、被服台での裁縫と食事等、一体的利用が可能なよう計画すること。また、冷蔵庫・洗濯機置き場についても考慮すること。
- イ 教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- ウ 衛生や換気に十分配慮した計画とすること。
- エ 2室のうちの1室は、放課後子ども教室での利用や地域開放を想定して配置すること。また、災害時に炊出しを想定した配置とすること。

オ 家庭科準備室は、家庭科室から直接出入り可能な配置とすること。

⑤ 図書室

ア 図書室は、学習の場だけでなく、交流の場や生活の場としても利用できるよう配置し、児童が気軽に立ち寄り、自発的に読書等を楽しめるような雰囲気とすること。また、児童が学習しやすいスペース、書架の配置とすること。

イ 図書室は、司書室を含めて整備すること。なお、図書室の規模については、1 クラス以上が同時に使用できるようなスペース（机・椅子を設置）を確保すること。書架については、約 14, 000 冊分の図書を配架し、書籍の将来的な増加を考慮して計画すること。

ウ コンピューター端末等でオンラインデータベースにアクセスし、電子資料の利用や蔵書検索が可能となるよう必要な機器及び通信環境を整備し、児童が主体的に調べ学習を実施できるよう計画すること。

エ 多様な学習形態に対応して機器の配置換えができること。

オ 設置する本棚等の什器・備品は、地震等の揺れによる転倒がないよう固定すること。

カ 図書室は、汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。

⑥ 英語専用教室

ア 壁には、可能な限りマグネット等の掲示ができる造りとすること。

イ 準備室を設けること。

4) 管理諸室等

① 校長室

ア 校長室は、職員室に隣接し、来賓の応接スペース、金庫を設置すること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯コーナーとの動線に配慮すること。

イ グラウンドや外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動がしやすい位置に配置すること。

② 職員室等

ア 教職員（職員室の常時利用者を約 60 人と想定）が十分に入り、200 m²以上を基本として円滑に事務作業ができる広さとすること。また、使いやすい位置に書庫及び収納棚を配置すること。

イ 職員室は、昇降口やグラウンド、外部からのアプローチ部分からの見通しがよく、校内各所への移動がしやすく、緊急対応ができる位置に配置すること。また、将来の教員増等に対応できるよう配慮すること。

ウ 職員室には、校内集中管理ができる総合盤、マイク・スピーカー等の音響設備を設置すること。

エ 職員室には見やすい位置に鍵置き場を設置すること。

- オ 職員室にはサーバ室を設置し、サーバ室には転倒防止対策を行ったサーバラックの設置スペースを設け、常時冷房を使用する等、適切に機器管理ができること。
- カ 職員室の床は、OAフロアとすること。
- キ 学校で使用する備品等を収納するため、職員室の近くに倉庫を設けること。
- ク 印刷室及び放送室、給湯コーナーを職員室と一体的に計画し、会議室との連携に配慮すること。
- ケ 印刷室は、印刷機からの騒音に配慮した計画とすること。また、教職員が教材づくり等を効率的にできるよう十分な作業スペースを確保すること。
- コ 放送室は、教職員だけでなく児童の利用にも便利で、グラウンド等を見渡せる位置に整備すること。
- サ 放送室は、防音に配慮するとともに、放送室から各教室に映像を流すことができる設備を設けること。

③ 職員更衣休憩室

- ア 職員用に男女別の更衣休憩室を設置すること。
- イ 教職員が効率よく執務に取り組めるよう、職員室に近い場所に設置すること。また、教職員が体調不良時には身体を休めることができるよう、プライバシーに配慮した計画とすること。

④ 保健室

- ア 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。
- イ 保健室は、1階に配置し、急な怪我人や病人がでたときに救急車の搬送など緊急対応ができるよう、緊急車両が横付けできる位置に配置することが望ましい。
- ウ グラウンドへ円滑に出入りできるようにし、相談室と連携可能な配置とすること。
- エ 保健室の出入り口は、2箇所以上に設けることが望ましい。
- オ 保健室内にバリアフリートイレや脱衣スペース、シャワールームを設けること。
- カ ベッド（車輪付）1セット、収納可能な折りたたみ式ベッド2セット、収納庫・物入れ（布団収納等）、流し台、洗濯機パン、スロップシンク（水を貯めながら汚れ物を洗える大きさ）、足洗い場（グラウンド側出入り口付近）を設置し、洗濯物や布団干し場についても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとする。

- キ 身長計等の備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機密文書を保管する施設可能な保管庫を設置すること。また、保健室前の廊下には、担架を設置すること。
- ク 嘔吐物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。

⑤ 校務員室

- ア 校務員室は、より良い環境で学校生活を送るための様々な業務を行えるよう、適切な位置に配置すること。
- イ 流し台、洗濯機パンを設置すること。

⑥ 支援員室

- ア 学習支援員※（約 15 人を想定）が十分に入り、教材作成のほか、支援の仕方や児童の様子の話などが意見交換できる場として整備すること。
- イ 支援員室は、職員室の近くに配置すること。
- ウ 書庫及び収納棚を配置すること。

※学習支援員 … 特別な支援が必要な児童に対し、学校における日常生活や学習活動上のサポートを行う職員

⑦ 教材室

- ア 教材室は、普通教室に近接して 2 学年に 1 室以上配置すること。
- イ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。

⑧ 会議室

- ア 教職員 60 名程度で打合せできる会議室を 1 室設け、職員室に近接して配置すること。
- イ 会議室は、教職員間のミーティングや情報交換の場に加えて、地域開放の場としても活用できること。
- ウ 2 室に区画して利用できるよう、取り外し可能な可動壁を設けること。
- エ スクリーンやプロジェクター、音響設備等を整備し、これらを効果的に活用できるよう計画すること。また、ZOOM 等を用いた遠隔授業や会議等の活用を想定し、大型モニター（60 インチ以上）を設置すること。

⑨ 相談室

- ア 相談室は、児童のカームダウンの場や面談等の場とするため、普通教室や保健室に近い場所など児童が速やかに出入室できるよう分散して配置し、落ち着いた空間として計画すること。

5) 共用部・その他

① 昇降口

- ア 児童用の昇降口（両引き戸）は職員・来客用玄関と別に配置し、来客者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。
- イ 児童は昇降口で外履きから内履きに履きかえるものとし、昇降口に、学年別に区分けした下足入れ及び傘立てを設置すること。
- ウ 昇降口は、全校児童が安全かつ円滑に出入りできるよう、校門やグラウンドとの動線に配慮した配置とすること。また、外履きの保管（長靴も含む）、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- エ 昇降口は、児童の交流を生むスペースであり、学校の顔として登下校が楽しくなるよう計画すること。また、児童数の将来的な増加にも対応できるように計画すること。

② 廊下

- ア 普通教室前の廊下は、多目的スペース（オープンスペース）と一体化した利用を基本とし、休み時間などにおける児童の交流の場となり、多様な学習活動等に柔軟に対応できるスペースを確保すること。
- イ 普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室に面する廊下には、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるように計画すること。
- ウ 廊下は、避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して計画すること。
- エ 廊下の壁には給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材、柱等には適宜コーナーガード等を設置すること。

③ 階段

- ア 階段の落下防止手すりと歩行や動作を円滑にするための手すりを、目的別に設置すること。落下防止手すりの手すり子の内法間隔は、11cm 以下とすること。歩行や動作を円滑にするための手すりは、階段の両側に 2 段手すりを設置し、全児童、教職員等が利用しやすいようにすること。
- イ 管理上必要な際には屋上へ行けるように、階段は屋上へ通じる計画とすること。ただし、平常時は、屋上まで児童が立ち入ることができないようにすること。
- ウ 階段は、避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して計画すること。

④ 職員・来客用玄関

- ア 職員・来客用玄関（両引き戸）は自動ドアとし、駐車場からアクセスしやすい位置に設け、1 階に配置すること。

- イ 職員・来客用玄関は、職員室への動線に配慮するとともに、児童用の昇降口から離して配置することが望ましい。
- ウ 職員及び来客者は、職員・来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- エ 職員・来客用玄関に隣接して、郵便受けを設置すること。

⑤ 職員・来客用トイレ

- ア 職員・来客用トイレは、職員室に近接して男女別に設置すること。
- イ 職員・来客用トイレは、衛生上、給食室から直線距離で 3m 以上離すこと。また、給食室、職員室、電気設備や受水槽等が設置されるスペースの真上には配置しないこと。
- ウ 職員・来客用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。
- エ 職員・来客用トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- オ 職員・来客用のバリアフリートイレを 1 箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。
- カ 職員・来客用のバリアフリートイレには、ベビーシート及びベビーチェアを設けること。

⑥ エレベーター

- ア エレベーターは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。
- イ エレベーターは、昇降口からアクセスしやすい場所に 1 基配置し、各諸室に車椅子で移動できる計画とすること。
- ウ エレベーターは、特別支援教室に近接して配置すること。
- エ エレベーターのかご内から職員室及び昇降機保守管理者に連絡できる装置を設置すること。
- オ エレベーターのかご内には、荷物等の衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。
- カ 円滑な利用と、児童や教職員との衝突防止のため、エレベーターの出入り口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。

⑦ 児童用トイレ

- ア 児童用トイレは、各学年に 1 箇所ずつ程度男女別に設けること。なお、休み時間に行列ができないことや将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。
- イ 児童用トイレは、衛生上、給食室から直線距離で 3m 以上離すこと。また、給食室、職員室、電気設備や受水槽等が設置されるスペースの真上には配置しないこと。
- ウ 児童用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。
- エ 児童用トイレは洋式トイレとし、暖房便座を採用すること。また、個室内からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- オ 児童用トイレは、臭気が個室を超えてトイレ内に拡散しないよう、個室内で排気できるなど、給排気についても、より快適で清潔な空間となるよう配慮すること。
- カ 児童用トイレの照明は人感センサーによる自動照明とすること。
- キ 児童用トイレの出入り口には、扉を設けないこと。また、廊下から完全に見えなくならないよう、半透明スクリーン等で仕切ること。
- ク 手洗いは自動水栓とし、手洗い場も児童数に応じて十分な広さを確保すること。
- ケ バリアフリートイレは、特別支援教室の近辺に 1 箇所及び全ての児童用トイレに 1 箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。

⑧ 手洗い場

- ア 普通教室及び特別支援教室の前に、将来の児童数に応じた適正な数量の手洗い・洗面・歯磨きスペース（手洗い（自動水栓）・洗面用蛇口、掃除用洗い場 1 箇所程度）を設け、各諸室からの利用動線に配慮すること。
- イ 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- ウ 水石鹸入れは備品の容器にて対応し、設備として設けないこと。
- エ 児童やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。

⑨ 配膳室

- ア 給食室から運搬してくる給食運搬用ワゴン等を一時的に保管しておくため、各階に配膳室を設けること。
- イ 配膳用の小荷物専用昇降機を設置すること。

ウ 配膳室内には、給食運搬用ワゴン等による衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。

⑩ CS 事務室

ア CS 事務室は、コミュニティスクールを推進するための事務室として、地域利用者が利用しやすいように配置すること。

イ 地域利用者が打合せ等を行うため、スクリーン等の必要な設備を設置すること。

ウ CS 事務室は、地域交流室とともに独立して使用できるように動線に配慮するとともに、地域開放専用の玄関に隣接して配置すること。

⑪ 地域交流室

ア 地域交流室は、保護者や地域住民、児童、教職員が気軽に交流でき、飲食や休息のできるスペースとして、地域利用者が利用しやすいように配置すること。

イ 地域交流室は、地域住民や企業、団体などが講習や講演等の学習支援活動、踊りや演奏などの実演ができる場として整備すること。また、講習等で使用できるように、スクリーンを設置すること。

ウ 地域交流室は、CS 事務室とともに独立して使用できるように動線に配慮するとともに、地域開放専用の玄関に隣接して配置すること。

⑫ 地域開放用トイレ・授乳室

ア 地域開放用トイレは、CS 事務室及び地域交流室に近接して男女別に設置すること。

イ 地域開放用トイレは、衛生上、給食室から直線距離で 3m 以上離すこと。また、給食室、職員室、電気設備や受水槽等が設置されるスペースの真上には配置しないこと。

ウ 地域開放用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。

エ 地域開放用トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。

オ バリアフリートイレを 1 箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、おむつ替え台を設けるとともに、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。

カ 地域開放用のバリアフリートイレには、ベビーシート及びベビーチェアを設けること。

キ CS 事務室や地域交流室の利用者が使用するための授乳室を設け、ベビーベッド、長椅子、給湯設備及び手洗い（自動水栓）を設置すること。

⑬ メモリアルスペース

- ア 閉校となった小学校の記念品等の展示スペースとして整備すること。
- イ 教材や児童の作品等を展示・掲示できるスペースを確保すること。
- ウ 地域や学校の歴史、伝統に関する展示コーナーを設置すること。

(2) 給食室

- ア 給食室は「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づき整備し、ドライシステムを導入すること。
- イ 給食室には、事務室、検収室、食品庫、米貯蔵庫、仕分け室、下処理室、前室、調理室、配膳室、洗浄室、給食職員更衣休憩室、給食職員トイレ、給食職員通用口、その他必要な諸室を設けること。
- ウ 給食職員が不在の早朝の牛乳搬入用に、牛乳の搬入口を検収室とは別で設け、牛乳用冷蔵庫の設置スペースを設けること。牛乳の搬入口は、給食職員が調理室や下処理室を経由せずに配膳室まで運べるよう計画すること。
- エ 給食室の規模・厨房機器・配膳室の仕様等は、新小学校及び認定こども園の児童・園児・教職員分の給食（950食程度、内訳：新小学校児童数 677人、認定こども園園児数 150人、新小学校教職員数 60人、認定こども園職員数 30人（令和8年度の見込み）、アレルギー対応食を除く。なお、新小学校と認定こども園は別献立を想定）調理が可能な設備とすること（「資料 11 厨房機器等参考仕様リスト」参照）。また、アレルギー対応食調理スペース、離乳食対応スペース等に必要な設備等を導入すること。
- オ アレルギー対応食調理スペースは、食材や作業の動線に留意し、通常食との混入、誤配が起こらないような位置に配置するとともに、きめ細かで柔軟な対応が可能なよう工夫すること。また、アレルギー対応食は、新小学校で最大 20食／日、認定こども園で最大 10食／日の調理が可能となるよう対応する機器を適切に設置すること。
- カ 離乳食対応スペースを設け、最大 32食／日（0歳定員 12人＋1歳定員 20人）の調理が可能となるよう対応する機器を適切に設置すること。
- キ 床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。
- ク 天井、内壁、扉は、耐水性材料を用い、すきまがなく、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。調理室内は、床面から上部 1.0m までの内壁に不浸透性材料を用いること。
- ケ 高架の取り付け設備（パイプライン、配管、照明器具等）、窓のでっぱり等、塵埃のたまる箇所は可能な限り排除すること。

- コ 牛乳以外の食材の搬入口として荷受室（検収室の前室）を設け、扉やシャッター等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。搬入ヤードには、十分な大きさの屋根（3m 程度の庇等）を設け、搬出入の際に正面及び左右からの雨の吹込み等を防ぐことができるよう工夫すること。また、プラットフォームを設け、トラック等での搬出入が容易なようにすること。
- サ 食材の直接搬入品の搬出入は、児童等が利用するグラウンド等を経由しない経路とすること。また、給食室と校舎内のその他の諸室を区画し、直接搬入品の納入業者等が給食室及び配膳室を除き、その他の場所へ進入できないようにすること。なお、直接搬入品は外部から配膳室に直接搬入できること。
- シ 開放できる窓への防虫網の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け、エアーカーテンの設置及び排水トラップの設置等を行い、鳥類や昆虫類等の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とすること。
- ス 調理室等の作業区域内の扉は、手を使用せずに開閉できる自動ドアとすること。
- セ 給食室に設ける手洗いは自動水栓（温水）とすること。
- ソ 給食職員更衣休憩室、職員トイレ及びトイレ前室は、男女別でそれぞれ近接する場所に配置すること。なお、トイレは、座ったまま手洗いができ、手洗い及び便器ともにすべて自動（自動水栓（温水）・石鹸、自動開閉便座等）とし、扉は自動ドアとすること。
- タ 洗濯機、乾燥機を1台（10kg以上）、設置すること。
- チ 配膳室を介して、屋外に出ることなく新小学校及び認定こども園に配膳が可能となるよう計画すること。
- ツ 配膳室の壁面には、給食運搬用ワゴン等による衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。
- テ 残滓の保管場所を調理室外（屋外）の適切な場所に設け、専用の容器を備えること。設置に当たっては、給食室での提供食数に対応し、本町の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする（残滓は毎日回収）。
- ト 学校給食の調理の状況等を見ることができるよう、調理室に窓を設ける等の工夫を行い、食育に資する計画とすることが望ましい。
- ナ 給食室は、将来の食数の増加に伴う増築や設備等の増強のためのスペース等に留意して計画すること。

(3) 体育館

1) 共通

- ア 体育館は、学校体育等のスポーツ活動に対応可能な計画（天井及び壁面に衝突安全性・耐久性を備える等）とすること。なお、体育館の用具等を収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針（（財）日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編）」を参照すること。
- イ 体育館は、新小学校の校舎と一体的に整備する、若しくは、児童及び教職員が新小学校の校舎から体育館に円滑な移動ができるように連絡通路を設けること。
- ウ 体育館は、新小学校における授業のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室での活動やスポーツ少年団の活動、町民の社会体育等への開放を想定して整備すること。
- エ 災害発生時における、避難所としての利用を行うことを想定し、防災備蓄庫を設置すること。防災備蓄庫は、災害時の避難所として必要な食糧、備品、資機材を保管する十分なスペースを確保すること。
- オ 体育館には、夏季や災害時における利用に配慮し、空調を導入する提案を期待する。空調を導入しない場合は、体育室の床面においても中間期に十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。また、将来的に空調を設置する際に必要となる設備機器スペースを確保し、可能な限り低コストかつ簡易に設置することができるよう配慮すること。

2) 体育室

- ア 天井高は、コート表面から 10m 以上（障害物があれば床面からその障害物までの高さ）確保すること。また、床材は、適度なクッション性のある材質とすること。
- イ コートは、バスケットボール（ミニバスケットボールコート 2 面、センターコート（28m×15m）1 面設置）ができる器具等（床面のライン含む）を整備し、姿見（収納扉付）を設置すること。
- ウ ステージと体育室の間に開閉式の防球ネットを設置すること。また、体育室の中央に開閉式の防球ネットを設置し、2 分割して利用できるようにすること。
- エ 壁や柱、建具、器具（スピーカーや消火器等）等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。
- オ 体育室の照明は、LED 照明とし、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。また、暗転できるよう設えること。

- カ コンセント（プロジェクター用）を設けること。
- キ 体育館内には、式典用の幕をかけるフック（収納可能なもの）を周囲に設けること。

3) ステージ、放送室、ステージ控室

- ア スタッキングチェア（800 脚程度）の収納スペースをステージ下に設けること。
- イ ステージへ昇降する階段（常設とし、左右から昇降できる形式のもの）を設置すること。
- ウ ステージ照明は適切に設置すること。
- エ ステージには、緞帳、一文字幕、袖幕、スクリーン、ホリゾン幕、照明ボタン及び美術ボタン等を適宜設置すること。
- オ ステージには、仮設電源盤及びフロアコンセントを設けること。
- カ 音響は、前面壁埋込型スピーカー2 台と可動式スピーカー、マイクロホン、ワイヤレスマイクロホン、移動用アンプ、マイク、調整卓を体育館の大きさ及び学校運営を想定したときに適正な数量で設け、放送室で操作できること。
- キ 舞台袖に控室及び、雛壇、演台、ピアノを保管できる倉庫を設けること。

4) 器具庫

- ア 器具庫は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とすること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。

5) 体育館用玄関

- ア 地域利用者が円滑に出入りできる位置に体育館用玄関を設けること。
- イ 地域利用者を含めた学校関係者以外が体育館を利用する場合は、校舎内へ侵入できないように管理区分を明確にすること。
- ウ 地域利用者は、体育館用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ（60 足程度）及び傘立てを設置すること。

6) 更衣室・トイレ

- ア 更衣室及びトイレを男女別に計画すること。また、トイレは洋式トイレとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。
- イ バリアフリートイレを 1 箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、おむつ替え台を設けるとともに、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。

(4) グラウンド

- ア 教職員による見通しなどの安全管理、児童のグラウンドから教室への移動等の動線に配慮し計画すること。なお、グラウンドのセキュリティ対策として、外部からグラウンドに容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うこと。
- イ グラウンドは、新小学校における授業のほか、放課後児童クラブでの活動やスポーツ少年団の活動、町民の社会体育等への開放を想定して整備すること。
- ウ 災害時等において大型車両（大型バスやはしご車等の大型緊急車両等）が正門からグラウンドに容易に進入できるように計画すること。
- エ 事業予定地の雨水排水は南側方向へ流す計画とした上で、グラウンドにはそ雨水貯留機能（最大貯水容量：3,530 m³）を設けること。
- オ グラウンドは、1周 150m のトラック 2 つ分の広さを確保し、かつ野球、ソフトボール、サッカーができる十分な広さを確保すること。
- カ ライン引きのため、周回トラックの内外周点、直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコート corner 等、主要なポイントのマークを設置する。なお、周回トラックは、150m トラックを 2 つ並べて配置（200 トラック 1 つとしても併用）し、ポイントのマークを設置すること。
- キ 既存の防球ネットは引き続き使用することとするが、「資料 12 防球ネット整備位置図」に示す位置に新たに高さ 15m の防球ネットを設置すること。
- ク 屋外器具庫（石灰の保管については単独の部屋とする。）は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とし、外壁に屋外用コンセントを設けること。
- ケ グラウンドには、総合遊具（コンビネーション遊具）、はん登棒、肋木、中低高の 3 連のステンレス製鉄棒（高鉄棒下には砂場設置）、幅 1.8m 程度のステンレス製山型雲梯、滑り台、ステンレス製ジャングルジム、1 人乗り 4 基程度のステンレス製ブランコを、安全性に配慮して設置すること。
- コ 夜間におけるグラウンドの利用を想定し、グラウンドの 4 隅のうちの 1 つには、野球及びソフトボールの利用を想定した夜間照明を整備すること。なお、夜間照明は、夜間におけるスポーツでの利用に十分な照度を確保するとともに、周辺住居への光害にも配慮して適切に配置すること。
- サ 校内放送が可能な音響設備及びスピーカー、国旗掲揚塔（ポール 3 本）を設けること。
- シ 水飲み場、足洗い場、花壇、畑、散水栓、理科授業で観察学習が出来るようなスペース等を適切な位置に配置すること。

2. 放課後児童クラブ

1) 共通

- ア 放課後児童クラブは、新小学校から安全かつ円滑に移動できるよう配置計画及び動線計画に配慮すること。また、放課後子ども教室等との連携を前提に、そこで利用が想定される新小学校の特別教室（図工室、家庭科室）や体育館への円滑な移動が可能となるよう配置計画及び動線計画に配慮すること。
- イ 放課後児童クラブ内は土足禁止とし、外履きから内履きに履きかえる玄関（両引き戸）を設け、玄関には雨に濡れない位置に下足入れ、傘立て、ベビーカー置き場を設置すること。
- ウ 周辺施設に対する騒音に配慮し、天井、壁等に騒音・振動対策を十分に講じること。
- エ 各諸室の規模に適切な出力の空調を設置すること。
- オ 遊び道具等を収納するため、屋外に倉庫を設置し、屋外照明設備（タイマー式）を設置すること。

2) 保育室

- ア 保育室は、適切な遊びや生活の場として、専用スペースとして整備すること。なお、保育室は、可動壁により必要に応じて 1 つの部屋として使用することができるよう計画すること。
- イ 放課後児童クラブの利用児童数を考慮した壁面ロッカー（ランドセルと道具入れが入る程度の十分な大きさを確保）・収納スペース・用具置き場（遊び道具等）を設けること。
- ウ 壁の仕上げについては、上部半面の掲示が可能な設えとすること。
- エ 窓は、掃き出し窓にすることが望ましい。

3) 静養スペース

- ア 静養スペースは、壁で区切られたスペースとし、児童が静養できるように配慮すること。
- イ スタッフルームに近接した配置とすること。

4) 給湯コーナー

- ア 給湯コーナーは、保育室に隣接して配置すること。
- イ 給湯コーナーには、食料の保管スペースを設けること。

5) トイレ・手洗い場

- ア トイレは、将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各諸室との距離や動線に配慮して計画すること。また、洋式トイレとし、暖房便座を採用すること。手洗いは自動水栓とし、手洗いスペースも児童数に応じて

十分な広さを確保すること。なお、幼児用の補高便座を備えたブースを男女のトイレにそれぞれ最低1箇所設けること。

- イ バリアフリートイレを1箇所設けるものとし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。
- ウ 手洗い場は、一度に多くの児童が利用できるよう、可能な限り多くの蛇口を設置すること。
- エ 児童、保護者が衛生的に使用できるように設置すること。

6) スタッフルーム

- ア スタッフルームには、執務スペース、湯沸コーナー（ミニキッチン、吊り戸棚、冷蔵庫置き場、食器棚等）、貸出遊具・書類等の収納スペース、倉庫を設けること。
- イ スタッフルームは、玄関に近接し、放課後児童クラブ室での活動の様子が見渡せる位置に配置すること。また、カウンター（個人情報扱うため、プライバシーが確保できるように配慮）を設置すること。

3. 認定こども園

1) 共通

- ア 認定こども園専用の玄関（両引き戸）を設け、付近には園児等及び保護者が利用する下足入れ、傘立て、ベビーカー置き場を設け、適切な広さを確保すること。
- イ 急な怪我人や病人がでたときに救急車の搬送など緊急対応ができるよう、緊急車両が横付けできる位置に配置し、動線に配慮すること。
- ウ 自然光を取り入れ、採光や通風に留意した明るい室とすること。
- エ 異年齢児保育ができるよう、保育室等の配置を検討すること。
- オ 園児等の安全の確保のため、突起物や鋭角な部分を作らないこと。また、園内への出入り口にはオートロック電子錠を設けるなど、園児が容易に園外へ出ることのないよう計画すること。
- カ 扉は引き戸とし、園児等の指詰め防止措置を施すなど安全の確保に配慮すること。また、開口幅は十分な広さを確保すること。
- キ 保育室、遊戯室、ランチルーム兼保護者交流スペース、午睡室、子育て支援室には、天井扇を設置すること。
- ク 保育室、遊戯室、ランチルーム兼保護者交流スペース、午睡室、子育て支援室は、壁面及び床面には、点検口を設けないこと。

- ケ 保育室、遊戯室、ランチルーム兼保護者交流スペース、午睡室、子育て支援室の内装材は、園児等の安全性に留意し、適度な弾力性と硬さを備えたものとし、床はビニール系床材など園児等にとって安全性が高く、なおかつ掃除のしやすい素材とするとともに、防滑性にも配慮すること。
- コ 保育室、遊戯室、ランチルーム兼保護者交流スペース、午睡室、子育て支援室は、園児等の活動により発生する音や振動が、上階（新小学校の校舎と合築する場合）や隣接する室の活動に影響を及ぼさないように計画すること。
- サ 2歳児以下の保育室、午睡室、子育て支援室には、床暖房を設置する提案を期待する。
- シ 園児等が腰かけて交流したり、絵本を読んだりできるスペースを適所に設けること。

2) 保育室

- ア 保育室は園庭に直接出られるようにすること。また、乳児が健やかに過ごせるように、明るく清潔感がある空間とすること。
- イ 採光、通風に配慮し、家庭の延長として感じられるように配慮すること。
- ウ 保育室は、1室あたり 80 m²以上の面積とすること（0歳児の保育室は調乳室・沐浴室を含む）。また、2歳児以上の保育室は、可動壁により2室に分割できるよう整備すること。
- エ 可能な限り多くの収納スペース（遊び道具や布団収納及び作業スペースを含む）を確保し、園児の荷物を置くロッカーを転倒防止に配慮して設置すること。
- オ 壁面には園児の作品等を掲示できる掲示板を設置すること。
- カ 園庭に直接出られるように、各クラスの保育室の屋外に下足入れを設置すること。
- キ 3歳児以上の保育室には、収納式の黒板又はホワイトボードを設置すること。
- ク 給食室と連携がとりやすいよう、2歳児以下の保育室は、給食室と近い位置に配置すること。
- ケ 0歳児の保育室の室外に、0歳児が安心して戸外遊びができるスペースを設けること。
- コ 0歳児、1歳児、2歳児の保育室に通じる廊下に園児が体を動かすためのスペースを設けることを期待する。

3) 調乳室・沐浴室

- ア 沐浴室・調乳室は、保育室（0歳児）に隣接すること。
- イ 沐浴室・調乳室は、保育室（0歳児）とあわせて 80 m²以上を確保すること。

- ウ 沐浴室には、個人ごとの汚物入れを収納するロッカー又は収納棚などを確保すること。
 - エ 沐浴室は、乾式（ドライ）仕上げとし、沐浴槽（温水シャワー付、2 槽）、汚物処理槽、掃除槽、便器、手洗い場等を設置すること。
 - オ 調乳室は、滅菌庫を置くスペースを確保し、流し台、給湯設備、哺乳瓶や粉ミルク等を収納する収納庫を設置すること。
- 4) 図書コーナー
- ア 園児が絵本等に親しむことのできるよう図書コーナーを配置すること。
 - イ 図書コーナーは、園児の自発的な活動を促すという観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースを確保すること。
- 5) 遊戯室
- ア 遊戯室には、式典や発表会等での使用を想定した格納式ステージや音響設備（固定式・移動式のどちらでも可）、ステージ用のスポットライト等を整備すること。
 - イ 長机や折り畳み椅子、大型ブロック、幼児用巧技台等が収納できる用具倉庫を遊戯室に隣接して設けること。
- 6) ランチルーム兼保護者交流スペース
- ア ランチルームとしては、園児の食事に対する意識向上やメリハリのついた行動が身に付くよう、保育室とは別に食事をとるための室として整備すること。
 - イ 保護者交流スペースとしては、送迎時等に保護者が園児の様子を見ながら歓談できるスペースとして設えること。
 - ウ 保育室と同等の広さとする。
- 7) 午睡室
- ア 午睡室は、園児が落ち着き、身体が休まるように配慮すること。
 - イ 午睡室は、60 m²以上を確保し、3 歳児クラスが全員支障なく入れるよう計画すること。
- 8) 職員室
- ア 職員室（30 名程度）は玄関に近接して設け、各諸室全体を見渡せるような配置にすること。また、保育室の近くに配置すること。
 - イ 職員室には、執務スペース、湯沸コーナー（ミニキッチン、吊り戸棚、冷蔵庫置き場、食器棚等）、手洗い場（自動水栓）、書類等の収納スペース等の機材を設けること。
 - ウ 職員室には、カウンター（個人情報を扱うため、プライバシーが確保できるように配慮）を設置すること。
 - エ 床は OA フロアとすること。

9) 相談室

- ア 相談室は、リラックスして話せる空間とし、職員室と連携しやすいよう近接して配置すること。
- イ 防音などプライバシーに配慮して設置すること。

10) 医務室

- ア 医務室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、園児が利用しやすい位置に配置できるスペースを設けること。
- イ 医務室は、手洗い場（自動水栓）を設けるとともに、収納式ベッド（車輪付）を配置できるスペースを設けること。

11) 洗濯乾燥室

- ア 洗濯乾燥室には、洗濯用パンを設置すること。
- イ 洗濯乾燥室は、物干しの動線に配慮して配置すること。

12) 休憩室・更衣室

- ア 休憩室・更衣室は、職員室に近接して配置すること。
- イ 流し台を設置すること。

13) 職員トイレ

- ア 職員トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。
- イ 職員トイレは洋式トイレとし、男女別に設置すること。温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、個室からの音漏れ防止に配慮した提案をすること。
- ウ 床は乾式（ドライ）仕上げとすること。

14) 園児用トイレ

- ア 園児用トイレは、「0、1歳児用」、「2歳児用」、「3歳児用」、「4歳児用」、「5歳児用」の保育室と、「遊戯室」及び「ランチルーム兼保護者交流スペース」にそれぞれ隣接して配置すること。また、保育室のトイレは各クラスの園児数を考慮し、適正な便器数を確保すること。
- イ 手洗いは自動水栓とし、手洗いスペースは、園児数に応じて十分な広さを確保すること。
- ウ 園児用トイレは、明るくて清潔で快適な空間となるよう配慮すること。また、洋式トイレ（暖房便座）とすること。
- エ 汚物処理槽、掃除槽、シャワーパン、手洗い場、大人用便器を設置すること。
- オ 床は乾式（ドライ）仕上げとすること。

15) 手洗い場

- ア 手洗い場は、保育室、遊戯室、子育て支援室等に設置し、一度に多くの児童が利用できるよう、可能な限り多くの手洗い（自動水栓）を設置すること。
- イ 児童、保護者が衛生的に使用できるように設置すること。

16) 配膳室

- ア 給食室から運搬してくる給食運搬用ワゴン等を一時的に保管しておくため、適切な場所に配膳室を設けること。
- イ 配膳室内には、給食運搬用ワゴン等による衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。

17) 教材庫

- ア 教材庫は、保育室からの動線に配慮の上、3室以上を配置すること。
- イ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。

18) 用具倉庫

- ア 用具倉庫は、机、椅子等の什器・備品や可動式間仕切りを収納（収納棚を設置）できるよう配置・規模を計画すること。また、大型ブロック、幼児用巧技台、幼児乗車用車等の遊具が収納できる規模の用具倉庫を遊戯室に隣接して整備すること。
- イ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。

19) 子育て支援室

- ア 子育て支援室は、未就学や園児の親子が気軽に集い、相互に交流でき、子育てに関する相談や情報提供等を行う場として、本施設の外部からアクセスしやすい位置に配置すること。
- イ 子育て支援室は70㎡以上とし、室内にはトイレを配置すること。トイレには、幼児用洋式便器（1、2歳用）、幼児用小便器、洋式便器（大人用）、手洗い場（自動水栓）を設けること。幼児用洋式便器（1、2歳用）及び洋式便器（大人用）には暖房便座を採用し、さらに洋式便器（大人用）には温水洗浄便座を採用すること。なお、洋式便器（大人用）は、幼児用洋式便器や幼児用小便器と分けた個室とすること。
- ウ 荷物を置くロッカーを設置すること。
- エ 子育て支援室には、直接園外に通じる専用の玄関を設けること。
- オ 職員が、他の諸室から子育て支援室へ直接移動できるよう計画すること。ただし、子育て支援室の利用者が、他の諸室に自由に移動できないよう鍵を設置すること。

20) 園庭

- ア 園児等の利用動線に配慮して配置し、0～2 歳児も安全に遊べるよう配慮すること。
- イ 総合遊具、ステンレス製鉄棒、ステンレス製ブランコ、のぼり棒、砂場（日除け対策の屋根や水道設備を含む）を安全性に配慮して設置すること。
- ウ 園児の動線を踏まえ、屋外の適切な位置に手洗場、足洗い場（サーモスタット型の温水器を利用、温水シャワーを設置）、掃除槽、園庭用遊具等を収納する倉庫、ごみ置場（1 箇所）を設けること。
- エ 収納型プール用の給排水設備（足洗い場からの給排水を想定）を設けること。
- オ 散水栓を適切な位置に 5 箇所程度設置すること。
- カ 音響設備を適切に配置すること。
- キ 園児が野菜を育てることができるよう菜園スペースを適切な位置に整備すること。
- ク 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように計画すること。
- ケ 保護者の送迎用のため、駐車場付近から玄関や各保育室までの動線上にキャノピー等を設けるとともに、キャノピー等には日除け対策を講じ、必要に応じて遮光ネットを継ぎ足して張れるよう計画すること。

4. 外構等

1) 校門※

- ア 正門には、施設名を適切な位置に明記すること。また、案内板も設けること。
- イ 校門には門扉等を設置し、施錠可能なように計画すること。

※校門 …… ここでは、認定こども園を含め、本施設の敷地へ出入りするための門の総称とする

2) 植栽

- ア 敷地内に、四季を感じることでできる樹木等を植栽し、緑豊かな環境を創造すること。なお、中高木は避け、可能な限り維持管理が容易な低木を前提とすること。
- イ 落葉樹を設ける場合は、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたすことのないように計画するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。

3) 駐車場・駐輪場

- ア 駐車場は、円滑かつ安全な出入りが可能な場所に配置し、外灯（自動点灯及び時間点灯が可能なもの）を適切に配置すること。また、緊急時を除き、車両が駐車場からグラウンドに乗り入れできないよう計画すること。
- イ 障がい者等用駐車場（2台分程度）は建物に最も近い位置に整備すること。
- ウ 駐車場は、放課後児童クラブや認定こども園における送迎に配慮して計画すること。
- エ 駐車場の仕上げは、アスファルト等で舗装し、車止めを設置すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童等の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。
- オ 車路は一方通行とすることとし、適切に路面標示を行うこと。
- カ スクールバスの乗降が安全かつ円滑にできるよう、スクールバスの乗降用ロータリーを計画すること。なお、スクールバスの乗降場には屋根を設け、雨天時においても雨に濡れないで乗降できるようにし、昇降口との位置関係に配慮し計画すること。
- キ 駐輪場（屋根・照明付）は、本施設の利用者用に適切な位置に設けること。

4) サイン計画

- ア サイン計画は、統一性があり空間と調和すること。
- イ サイン全般は、シンプルかつ大きな文字のデザインで、分かりやすさはもとより楽しく親しみのあるデザインとすること。
- ウ 案内サイン（新小学校の職員・来客用玄関や職員室、CS事務室、体育館等、放課後児童クラブの玄関等、認定こども園の玄関や職員室等への案内も含む）は、建物内及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- エ 室名称のサインは、すべての諸室に設け、分かりやすく表示すること。なお、室名の文言は、設計関連業務段階において本町に確認すること。
- オ トイレ等の室名称のサインでシンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- カ サイン計画には校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所については、新小学校の外壁に金属製の校章を1箇所、体育館の一文字幕中央に刺繍の校章を1箇所とする。

5) ごみ保管庫

- ア ごみ保管庫は有蓋とし、本施設からのごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園のそれぞれに設置すること。

6) その他

- ア 事業予定地の雨水排水は、現状の北側方向から南側方向へ流す計画とし、事業予定地内の側溝勾配を変更するなど必要な整備を行うこと。また、事業予定地の南端にオリフィスを設け、町道大淀役場坂本線に埋設された排水路へ排水管により接続すること。なお、町道大淀役場坂本線に埋設された排水路は、本町による改良工事中であるため、排水路への接続方法は、本町と協議して決定すること。また、必要に応じて沈砂池を設け、グラウランドの砂が流出しないよう計画すること。
- イ 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えうるものとする。
- ウ 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事含む）。また、雑草等が生息しないよう、コンクリートや防草シート等で表面を覆うこと。
- エ 概ね 30cm 以上の盛土や切土等による土地の物理的形狀の変更を行わずに（ただし、事業予定地内の塀等の除却は除く）整備すること。
- オ キュービクル、受水槽、ポンプ、給湯器、バルブ等は、第三者に操作されないようにフェンスで覆い、施錠できるようにすること。
- カ 災害時における炊出しに活用できるかまどベンチ等の防災ファニチャーを設置する提案を期待する。
- キ 災害時の非常用トイレとして、敷地内にマンホールトイレを設置すること。
- ク 災害時に使用できる防災井戸を整備すること。
- ケ 災害発生時等において、通信手段の確保のために被災者等が無料で使用可能な特設公衆電話を設置する提案を期待する。
- コ 体育館や CS 事務室等の地域開放諸室に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置する提案を期待する。

第3節 設計関連業務遂行に係る要求水準

1. 業務の対象範囲

設計関連業務は、本施設を対象とし、その設計については、事業者からの提案書類、設計・施工請負契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- ア 事業者は、設計関連業務の内容について本町と協議し、業務の目的を達成すること。
- イ 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- ウ 事業者は、設計・施工請負契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- エ 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- オ 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- カ 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。
- キ 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本町の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ク 本町が町議会や町民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- ケ 本施設の設計時に、ワークショップ等の実施により、町民等の意見聴取を行い、可能な限り本施設の設計に反映すること。なお、町民等の意見聴取のための企画に関する具体的な実施内容は、事業者が提案すること。

2. 業務期間

設計関連業務の期間は、本施設の運用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき設計・施工請負契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計関連業務期間を設定すること。

3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

事業者は、設計関連業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- ア 設計業務着手届
- イ 主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）
- ウ 担当技術者・協力技術者届

4. 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、本町に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本町は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書はすべてのデジタルデータ（CAD データも含む。Jw-cad で使用できること）も提出すること。なお、提出時の体裁等については、別途本町の指示するところによる。

(1) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

(2) 基本設計

- | | |
|----------------------|-------|
| ア 意匠設計図（A1 版・A3 縮小版） | : 1 部 |
| イ 構造設計資料 | : 1 部 |
| ウ 設備設計資料 : | : 1 部 |
| エ 工事費概算書 : | : 1 部 |

オ	要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1部
カ	事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1部
キ	その他必要資料	: 一式
ク	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

(3) 実施設計

ア	意匠設計図 (A1版・A3縮小版)	: 1部
イ	構造設計図	: 1部
ウ	設備設計図	: 1部
エ	法規制チェック図	: 1部
オ	公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく 交付金申請のための面積算定資料	: 1部
カ	確認済証	: 1部
キ	外観・内観パース	: 一式
ク	工事費積算内訳書・積算数量調書	: 1部
ケ	要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1部
コ	事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1部
サ	その他必要図書	: 一式
シ	模型 (S : 1/100)	: 一式
ス	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

6. 設計関連業務に係る留意事項

本町は、事業者に対して設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとし、事業者は、本町から設計内容の説明を求められた場合、誠実に対応すること。また、事業者は、設計関連業務の進捗に応じて本町との打合せ協議を適宜実施すること。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本町から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

7. 設計変更について

本町は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に対して追加的な費用（設計費用のほか工事費等）が発生したときは、本町が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3章 施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準

第1節 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、設計・施工請負契約書、本要求水準書、事業者からの提案書類に基づいて、本施設の施工関連業務及び工事監理等を行うこと。

第2節 業務期間

1. 業務期間

令和7年3月31日までに施工関連業務を完了すること。ただし、令和7年10月31日を限度とし、施工期間を延長することがある。

2. 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本町と事業者が協議して決定するものとする。

第3節 業務の内容

1. 基本的な考え方

- ア 設計・施工請負契約書に定められた本施設の施工及び工事監理のために必要となる業務は、設計・施工請負契約書において本町が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- イ 本事業の着手に先立つ近隣住民への説明や調整並びに境界調査は本町が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- ウ 施工に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- エ 本町が町議会や町民等に向けて施工関連業務の内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- オ 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応すること。

2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- ア 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- イ 施工関連業務に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や新小学校の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ウ 近隣住民への対応について、事業者は、本町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- エ 近隣住民や教職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得て、作業時間の了承を得ること。
- オ 工事車両等の進入路と児童等の登下校路が可能な限り重ならないように留意し、施工時の安全性を確保すること。

3. 実施体制

- ア 事業者は、工事監理関連業務について管理技術者を頂点とし、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者を配置すること。また、施工関連業務は、主体工事である建築工事より主任技術者及び現場代理人を責任者として配置すること。なお、施工関連業務における主任技術者及び現場代理人は兼務可能とする。
- イ 業務実施体制について、業務の開始前に本町の承諾を受けること。管理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、管理技術者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ウ 管理技術者、主任技術者及び現場代理人の具体的要件は特に定めていないが、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

4. 着工前業務

(1) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

(2) 近隣調査・準備調査等

- ア 施工関連業務の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む）を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- イ 施工関連業務による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても施工関連業務による近隣住民等への影響がないか確認すること。
- ウ 近隣住民や教職員等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

事業者は、施工関連業務の着工前に、工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本町に提出して、承諾を得ること。

- ア 工事監理体制届：：1部
- イ 工事監理者選任届（経歴書を添付）：1部
- ウ 工事監理業務着手届：：1部

(4) 施工計画書の提出

事業者は、施工関連業務の工事着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに本町に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- ア 工事实施体制届：：1部
- イ 工事着工届：：1部
- ウ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：：1部
- エ 承諾願（仮設計画書（必要に応じて））：：1部
- オ 承諾願（工事記録写真撮影計画書）：：1部
- カ 承諾願（施工計画書）：：1部
- キ 承諾願（主要資機材一覧表）：：1部
- ク 報告書（下請業者一覧表）：：1部
- ケ 上記のすべてのデジタルデータ：：一式

※ただし、承諾願は、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本町に提出するものとする。

(5) 起工式の実施

- ア 事業者は、本施設の工事に際して、起工式を実施すること。実施時期等の具体的な内容については、本町と調整すること。

5. 施工期間中業務

(1) 施工関連業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って施工、工事監理を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、本町に対し、次の事項に留意すること。

- ア 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に毎週報告するほか、本町から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- イ 事業者は、本町と協議の上、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等について、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本町に連絡することとし、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。
- ウ 本町は、事業者や建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- エ 施工に伴い残土が発生する場合は、その残土を処分場まで運搬し、適切に処分すること。
- オ 事業予定地内にあるクラブハウスは解体せず、屋外トイレや倉庫等として引き続き利用することを想定すること。ただし、本町と協議し必要に応じて室内の修繕や軽微な改修等を実施すること。
- カ 児童等が本施設への愛着を持つことができるよう、施工期間中に児童等が参加することのできるイベント等の企画が提案されることを期待する。なお、児童等の参加に当たっては、安全への十分な配慮を行うこと。

(2) 工事監理関連業務

- ア 工事監理者は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成し、工事監理の状況を本町に定期的に（毎月 1 回程度）報告するほか、本町の要請があったときには随時報告を行うこと。
- イ 本町への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。

- ウ 工事監理関連業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(3) 近隣対策・対応業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- ア 工事中における近隣住民及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。
- イ 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ウ 近隣住民等からのクレーム、要望等に対し、迅速に判断して対処すること。
- エ 本業務に係る企画、広報、実施については事業者の提案をもとに本町の職員と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。
- オ 本施設の施工に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

(4) その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本町が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本町に提出すること。

【施工中の提出書類】

ア	工事工程表	: 1部
イ	工事進捗状況報告書	: 1部
ウ	工事監理報告書	: 1部
エ	承諾願（機器承諾願）	: 1部
オ	承諾願（残土処分計画書）	: 1部
カ	承諾願（産業廃棄物処分計画書）	: 1部
キ	承諾願（再資源利用（促進）計画書）	: 1部
ク	承諾願（主要工事施工計画書）	: 1部
ケ	承諾願（生コン配合計画書）	: 1部
コ	報告書（各種試験結果報告書）	: 1部
サ	報告書（各種出荷証明）	: 1部
シ	報告書（マニフェスト A・B2・D・E 票）	: 1部

- ス その他必要書類 : 1部
- セ 上記のすべてのデジタルデータ : 一式

※ただし、承諾願は、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本町に提出するものとする。

6. 完成時業務

(1) 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、次の「1)事業者による自主完成検査」及び「2)本町の完成検査」の規定に則して実施する。また、事業者は、本町による完成検査後に、「3)完成図書の提出」に則して必要な書類を本町に提出する。

1) 事業者による自主完成検査

- ア 事業者は、事業者の責任及び費用において、関連する要綱・基準等を踏まえた自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転等を実施すること。
- イ 自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の実施については、それらの実施日の14日前までに本町に書面で通知すること。
- ウ 事業者は、本町に対して、自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の結果を、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- エ 事業者は、本町の完成検査までに関連法令及び基準等に基づき、本施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。

2) 本町の完成検査

本町は、事業者による上記の自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の終了後、当該設備機器、器具等について、次の方法により完成検査を実施する。

- ア 本町は、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- イ 完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- ウ 事業者は、設備機器、器具等の取扱いに関する本町への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。なお、各設備機器、器具等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本町に提出し、その説明を行うこと。
- エ 事業者は、本町の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。

オ 事業者は、本町による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本町から完成検査の通知を受けるものとする。

3) 完成図書の提出

事業者は、本町による完成検査の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を新小学校内に確保すること。なお、提出時の体裁等については、別途本町の指示するところによる。

なお、完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。また、平面詳細図や矩計図は、仕上げや下地の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。

【完成時の提出書類】

ア	工事完了届	: 1部
イ	工事記録写真	: 1部
ウ	完成図（建築）	: 一式（製本図 1部）
エ	完成図（電気設備）	: 一式（製本図 1部）
オ	完成図（機械設備）	: 一式（製本図 1部）
カ	完成図（昇降機）	: 一式（製本図 1部）
キ	公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく 交付金申請のための面積算定資料	: 一式
ク	化学物質濃度測定結果（6種）	: 1部
ケ	検査済証	: 1部
コ	施工に係る什器・備品リスト	: 1部
サ	什器・備品リスト	: 1部
シ	備品台帳（町指定様式）	: 1部
ス	完成調書	: 1部
セ	完成写真	: 1部
ソ	要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1部
タ	事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1部
チ	パンフレット（A4両面カラー刷）	: 3,000部
ツ	施設案内映像（DVD）	: 一式
テ	その他必要書類	: 一式
ト	上記のすべてのデジタルデータ	: 一式

(2) 完成見学会等の実施

- ア 事業者は、本施設の運用開始に際して、設備等の使用説明会の実施や、町が実施する完成見学会に協力すること。